

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第2回武蔵村山市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和7年3月14日(金) 午前9時58分から午前11時16分まで
開 催 場 所	市役所3階 301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：比留間委員長、小林副委員長、日向野委員 欠席者：岩瀬委員、高橋委員 事務局：企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	1 令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について 2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和6年度～令和7年度)について
議 題	1 令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について 2 その他 (1) 行政改革推進委員会と行財政運営懇談会の統合について (2) 会議録について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいたが、助言、勧告等はなかった。 議題2：特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項1 令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について ● 令和6年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について事務局から報告した。 【質疑・意見等】 ○ 市民課の証明書発行業務における窓口及び郵送等による交付件数とマイナンバーカードを利用したコンビニ交付件数については、窓口等での発行件数が減少した部分は、コンビニ交付件数が増加していることから、相殺されており、相対的な発行件数が増加しているわけではないのか。 ● そのとおりである。マイナンバーカードの普及に伴って、証明書の取得作業が手数料も安く、待ち時間も短いコンビニにおいて完結してしまうことから、マイナンバーカードを所持し、コンビニにおいて自身で操作できる方が増えた一方で窓口に来庁する方は、かなり減っている印象である。資料にもあるとおり、令和4年の4月から、情報館えのきが閉鎖したが、窓口ではその影響は、基本的にはほとんど見られなかったというような状況である。また、全国的な流れとしても、やはりマイナンバーカードの普及に伴って、来庁者が減ってきたことなどを理由にして、市役所の開庁時間を短くするような市役所もある。 ○ 立川市では印鑑証明等の証書の発行は、市役所の入口付近に設置してある証明書自動交付機により無人で発行可能である。人件費等を鑑

みると本市も同様のことはできないのか。

- 過去には情報館えのきの開館に合わせて証明書自動交付機の設置も検討していたが、当時は観光のPRという観点や費用面等を考慮した上で人員を配置することとし、設置を見送った経過がある。

現時点では、検討をしていないが、コンビニ発行用に設置されているマルチコピー機を設置するなどして対応は可能であると考え。今後、庁舎の移転の際などに改めて検討される可能性はある。

報告事項 2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和6年度～令和7年度)について

- 別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画(令和6年度～令和7年度)」に沿って説明する。

最初は、本推進計画の目次である。

1 ページは、本推進計画の基本的事項となっている。

行政改革大綱推進計画は、令和3年3月に策定した武蔵村山市第七次行政改革大綱を踏まえ、本市の行政改革を具体的かつ計画的に推進するため毎年度策定することとしている。

本推進計画の策定に当たっては、各推進項目の実施状況を調査し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等について適宜見直しを行うこととしている。

新たな推進項目の追加や既存の推進項目の削除は行っていないが、推進項目の内容の見直しを行ったものについては、見直し前の内容に二重取消し線を引いた上で、見直し後の内容を記載するとともに、該当箇所について網掛けを行っている。

2 ページから5 ページまでは、「行政改革の推進項目一覧」として、各推進項目の本年度の推進計画等を一覧表として整理したものであり、R6 推進計画欄に網掛けをした項目が、前回の推進計画から変更を行ったものである。

6 ページから17 ページまでに、各推進項目の具体的な内容を記載している。

本日は、各課に意見照会を行い、推進計画の変更等を行った10項目について説明する。

「項番21 基幹相談支援センターの設置の検討」

本推進項目は、令和5年度に「検討結果報告書の提出」を予定していたものであるが、所管課において基幹相談支援センターの設置に向けて検討を進め、令和6年度から市内の社会福祉法人の1法人への委託により設置・運営することとしたため、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

「項番24 特定健康診査の受診勧奨」及び「項番25 特定保健指導の利用勧奨」

これらの推進項目は、いずれも令和5年度に「達成」を予定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率をそれぞれ60パーセ

ントとする達成基準としてしていた。これらは、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「武蔵村山市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画」に掲げる数値目標と同じ目標となっており、令和5年度に同計画を改定し、目標値を再度設定したことから、これに合わせて当初の推進計画及び達成基準を変更している。

「項番37 効果的な情報発信の拡充」

本推進項目は、広報において効果的に情報を発信する方法を検討し、拡充に向けてYouTubeを活用した動画の配信や、LINEを活用した取組を行うこととしており、各課と連携した動画配信を実施するとともに、令和6年度からはLINEを活用した情報発信を開始することから、令和6年度推進計画を「実施」、令和7年度推進計画を「推進」に変更している。

「項番42 新たな勤務意欲向上策の実施」

本推進項目は、令和5年度及び令和6年度に「推進」を予定していたものである。令和4年度から管理職の期末・勤勉手当における勤勉手当の配分割合を引き上げ、他の勤務意欲向上策についても、引き続き課内で検討を行い、既に実施している取組を拡充することとしており、令和6年度を目途に実施を予定していた管理職手当の引上げについて、令和4年度に条例施行規則を改正し、令和5年度に実施したことから、当初の年次計画を前倒して実施したため、推進計画を変更している。

「項番43 代替休暇制度の導入」

本推進項目は、令和5年度に「実施」を予定していたものであるが、達成基準としている月60時間超の代替休暇制度の導入について、令和5年度に職員組合と合意に至らず、継続協議となったことから、令和6年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番73 庶務事務システムの導入」

本推進項目は、令和5年度に「実施」を予定していたものであるが、導入や情報連携等に係る費用を抑えるため、人事給与システムの更改に合わせてプロポーザルを実施して同システムと庶務事務システムを同一の事業者より調達する方針で検討を進めていくこととしているため、令和6年度推進計画を「検討」に、令和7年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番74 テレワークの導入」

本推進項目は、令和5年度に「実施」を予定していたものであるが、令和5年度に国家公務員の在宅勤務手当に係る人事院規則の制定や、「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」が策定され、その内容を踏まえて検討を進めていく

こととしているため、令和6年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番78 事務手数料の見直し」

本推進項目は、令和5年度に「検討」、令和6年度に「実施」を予定していたものであるが、令和5年度に事務手数料の見直しに係るワーキンググループにおいて、原価計算及び多摩25市との事務手数料を比較した結果、事務手数料を徴収する事項については、多摩25市ともに同額の金額設定であり、現行の手数料からの乖離は見られず、現行のまま据え置くことと決定しているため、当初の推進計画を変更している。

「項番82 給食費収納対策の推進」

本推進項目は、令和6年度に「推進」、令和7年度に「達成」を予定していたものであるが、令和6年度から保護者の負担軽減対策の一環として給食費の無償化を実施することとなったため、当初の推進計画及び達成基準を変更している。

【質疑・意見等】

- 特になし。

議題1 令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について

- 令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況について説明する。

まず、会議次第4ページ「1 推進状況調査の実施」について、令和6年度上半期における第七次行政改革大綱の推進状況を把握するため、昨年10月2日から10月16日にかけて、各課へ照会を行っている。

続いて、「2 推進状況調査の結果」については、別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和6年度上半期推進状況報告書」に沿って説明する。

本報告書は、「第七次行政改革大綱推進計画（令和6年度～令和7年度）」の推進状況について所管課へ調査を行い、その結果を取りまとめたものである。

本報告書の目次の下段の凡例には3ページ以降の各推進項目の実施状況についての区分を記載している。

1ページの「第1 令和6年度上半期推進状況総括」、「1 実施状況等について」について、「実施状況等集計表」は、令和6年度から令和7年度までを推進期間とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画」について、令和6年度上半期における各推進項目の実施状況を改革の柱・推進体系ごとに「実施済」から「未実施」までの4項目で整理したものである。

内訳は、全82の推進項目のうち、「実施済」が50件、「継続中」

が24件、「準備中」が6件及び「その他」が2件となっている。各項目の実施割合は、記載のとおりで、推進計画に従い、おおむね予定どおり進捗している。

また、財政効果額については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、令和6年9月末時点のものを記載している。推進体系別の実績については、表に記載のとおりである。

2ページの表「実施状況等の推移」については、年次（推進）計画と当該年度末の実施状況等について年度ごとの推移を記載している。令和6年度の達成基準を「実施」や「報告書提出」とし、取組の実施を予定している推進項目は30項目となっている。また、令和5年度末までの当該年度末の実施状況については、表に記載のとおりである。

3ページから6ページまでの「実施状況等一覧」は、各推進項目の実施状況等の一覧表として、令和6年度の推進計画や、上半期における実施状況等を整理している。

なお、実施状況等の欄に、括弧書きで記載のある「◎」、「○」、「△」、「－」については、各推進項目の実施状況をそれぞれ「目標以上」、「目標どおり」、「目標以下」、「未実施」の4つの区分で表記したものである。

「財政効果額」については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、金額での比較が可能となるものについて算出することとしており、令和6年9月末時点の金額を記載している。

7ページから35ページまでの「第2 令和6年度上半期推進状況一覧」は、令和6年度上半期の各推進項目の推進状況について個別に整理している。

なお、実施結果については、昨年10月以降に取組が進展し、現状と合っていない項目もあるが、令和6年度上半期における状況ということで、御覧いただきたい。

本日は、「実施等」と位置付けられ、令和5年度末から一定の動きがあった8件の実施状況について説明する。

「項番18 空き店舗活用事業の実施」

本推進項目は、地域経済の活性化を図るため、商工会や金融機関と緊密に連携を図り、空き店舗を活用した事業を実施するものであり、推進計画は、令和6年度に「実施」である。

空き店舗の活用に向けた事業内容について検討し、商店街等への現地調査及び不動産会社へのヒアリング等を実施し、令和6年度に空き店舗情報の提供体制の構築及び空き店舗活用に係る補助金を創設したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番21 基幹相談支援センターの設置の検討」

本推進項目は、障害の種別を問わず地域の実情に応じて権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の支援を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の設置を検討するものであ

り、推進計画は、令和6年度に「実施」である。

報告事項2で説明したとおり、令和6年度から基幹相談支援センターを設置・運営を開始したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番24 特定健康診査の受診勧奨」

本推進項目は、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、受診勧奨を実施するものであり、推進計画は、令和6年度に「→（推進）」、令和7年度に「達成」である。

こちらも報告事項2で説明したとおり、「武蔵村山市国民健康保険第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画」に掲げる数値目標の達成に向けて継続して取り組んでいくことから、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番27 空き家対策事業の実施」

本推進項目は、市内の空き家の実態把握を行い、市の実情にあった空家等対策計画を策定した上で、空き家対策を実施するものであり、推進計画は、令和6年度に「実施」である。

令和6年3月に策定した空家等対策計画に基づき同年4月より空き家の管理、利活用等に関する総合的な相談窓口を開設しており、引き続き同計画に基づく空き家対策を実施していくことから、実施状況を「継続中」としている。

「項番48 企業版ふるさと納税制度の導入」

本推進項目は、地方創生事業への更なる企業の参画を促すため、地域再生計画を作成し、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入を実施するものであり、推進計画は、令和6年度に「実施」である。

各課に対して制度の活用に向けた働きかけを行うとともに、令和5年11月に認定された地域再生計画に基づき活用団体の募集を開始しており、実施状況を「実施済」としている。また、1企業から衛生携帯電話端末及び通信費のプリペイド（3台分）の寄附を受けており、当該物品の相当額を財政効果額として計上している。

「項番73 庶務事務システムの導入」

本推進項目は、職員の出退勤等の管理に係る事務の効率化を図るため、庶務事務システムを導入するものであり、推進計画は、令和6年度に「検討」、令和7年度に「実施」である。

庶務事務システムの導入に向けて、プロポーザル審査を実施し、事業者選定及び委託契約の締結の準備を開始したことから、実施水準を「○：目標どおり」としている。

「項番 7 4 テレワークの導入」

本推進項目は、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、生産性の向上を含めた多様な働き方を実現するため、テレワークを導入するものであり、推進計画は、令和 6 年度に「実施」である。

在宅勤務等手当の運用に係る人事院規則の改正等を踏まえ、本市におけるテレワークの実施要綱及びマニュアルを整備し、令和 6 年 5 月よりテレワークを導入したことから、実施状況を「実施済」としている。

「項番 8 2 給食費収納対策の推進」

本推進項目は、市民負担の公平性の確保やサービス水準の維持等を図る観点から、有効な収納対策を実施し、給食費収納率の向上を図るものである。

令和 6 年度から保護者の負担軽減対策の一環として給食費の無償化を実施することとなったため、本年度策定した推進計画において達成基準を変更しており、滞納繰越分は継続して徴収をしていくことから、実施状況を「その他」、実施水準を「－：その他」としている。

【質疑・意見等】

項番 9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討

- 現在閉館している温泉施設の進捗状況はいかがか。
- 今年度新たな指定管理者が決定し、令和 7 年度内の開館に向けた改修工事の進捗を進めているところである。
- 指定管理者による運用方法は変更するのか。
- 従前は完全利用料金制として、温泉施設の収益のみで指定管理者が運営していたが、新たな指定管理者の手が挙がらないこと等の理由から、次期開館時は市から一定額の指定管理料を支払った上で、指定管理者による運営をしていくこととしている。
- 今回も改修直後は集客が見込まれるが、継続的に集客できないと前回同様に赤字経営となってしまう。
- 市で直営している時よりも周辺地域に類似の温泉施設が開設されたことなどから厳しい状況である。
- 場所としては、自然も豊かで、アスレチック等のアクティビティ施設もあることから活用できるとよい。
- 今回の指定管理者は飲食店の経営実績があることから飲食に期待したい。
- 事業者オリジナルのもの等を活用し、観光の目玉施設となることが望ましい。

項番 1 8 空き店舗活用事業の実施

- 空き店舗活用補助金の対象や実績について伺いたい。
- 対象としては、商業活動又は事務所の用に供していた施設であって、連続して 3 か月以上利用されていないものを空き店舗としてい

る。市のホームページにおいて不動産会社から提供のあった1件の空き店舗情報を掲載しているが把握している限り実績はない状況である。

- 東大和市では、店舗を構えて営業するほど自信はないが、数か月間から試しに店舗を設けて営業したいという希望を実現する「チャレンジショップ」を実施していると聞いている。本市でも同じようにSNSで発信して、若者等でチャレンジしてみたいが自信のない希望者を市で手助けし、引き上げることでできるシステムがあるとよい。
- 令和3年4月に策定した「武蔵村山市産業振興ビジョン」において「チャレンジショップ等の整備」が掲載されている。具体的な実施時期は未定であるが、計画期間中に所管課において検討予定である。
- この補助金の趣旨を伺いたい。
- 本補助金の要綱上は、「空き店舗の解消を図るとともに、商店会の新たな担い手を増やし、商店街の活性化及び商店会の持続的な活動に資することを目的とする」と記載されている。
- 補助内容について伺いたい。
- 交付額は、改修経費、店舗賃料ともに実支出額の2分の1とし、上限額は、改修経費が30万円、店舗賃料が月額5万円としている。
- 改修経費に加え、店舗賃料も補助されるのであれば当事者にすると有益である。補助を継続する必要もあるがPRもより一層強化してほしい。また、現在は対象を商店街に重きを置いている思うのが、市内には商店街以外にも空き店舗があることから、市の活性化という面では対象を広く考えていただきたい。

項番27 空き家対策事業の実施

- 空き家の活用について、固定資産税の取扱いを伺いたい。
- 空き家であっても、所有者がいるため基本的にはその所有者が納税義務者となり、納税通知書が送付され支払っていただくという流れである。
- 空き家の場合は、住民が死亡し、その後管理をする方がいないケースが多いのではないかと。
- 相続の手続が通常どおりなされている場合は、請求先を特定することは容易だが、相続の手続をしていないケースが多くあり、市において調査が難航しているようである。
- 市内でも映画等のロケーション施設として活用されている建物もあると聞いている。空き家の活用策として、古い住宅地や商店街等映画のセットのような情景が見られる場所あるので活用してはどうか。
- 「武蔵村山市空き家等対策計画」においては、空き家の発生の抑制と適切な管理の促進や空き家の流通・利活用の促進として、所有者等に対する相談窓口の設置や、マッチング支援等の取組及び管理不全な空き家への対応について方針を示している。御意見いただいた内容は空き家の利活用の次のステップとして検討の余地はあるかと思うので所管課へ共有する。

	<p>○ 本市において空き家の倒壊やごみ屋敷化してしまい火災の恐れのあるような箇所は把握しているのか。</p> <p>● 武蔵村山市第二次耐震改修基本計画を作成するに当たり、委託業者による市内の倒壊等の危険のある住宅の目視点検を実施している。また、実際の対象住宅を特定できるわけではないが、古い耐震基準の住宅で耐震化を図る必要がある住宅の統計的な数字を割り出している。市としては、耐震改修の必要な住宅への耐震診断及び改修費用の助成を実施しているが、改修となると高額になることもあり実態としては進んでいないところである。</p> <p>○ 他自治体のように行政代執行で対応するような状況ではないのか。</p> <p>● 本市ではその状況まで進行している物件はないようである。</p> <p>○ 他自治体では空き家対策条例を設けて対応している自治体もあるようなので引き続き対応をお願いしたい。</p> <p>議題2 その他</p> <p>● 「行政改革推進委員会と行財政運営懇談会の統合」及び「会議録の取扱い」について事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】 特になし</p>
--	--

<p>会議の 公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[]</p>	<p>傍聴者： <u> 0 </u> 人</p>
------------------------------	--	--------------------------

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）